



2025年5月13日

各 位

会 社 名 株式会社セルム
代表者名 代表取締役社長 加島 禎二
(コード：7367、スタンダード)
問合せ先 執行役員企業戦略担当 春名 剛
(TEL. 03-3440-2003)

国際財務報告基準（IFRS）の任意適用に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、連結財務諸表及び連結計算書類について、従来の日本基準に替えて国際財務報告基準（以下 IFRS）を任意適用する方針や予定に関し、以下のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. IFRSの任意適用に関する方針

当社は、2028年3月期でのIFRSの適用を目指し、2026年3月期及び2027年3月期をその準備期間として位置づけることを正式に決定いたしました。

2. 任意適用の目的

従来の日本基準に替え、財務情報の国際的な比較可能性の向上や開示の充実により、ステークホルダーに対し、より有用性の高い情報を提供し利便性を高めることを目的とし、この度一定の準備期間を設けた後にIFRSの任意適用を目指す方針といたしました。

当社は2016年に実施した経営陣によるマネジメント・バイ・アウト（MBO）や、上場後にグループインしております2社のM&A（ヒューマンストラテジーズ株式会社、株式会社KYT）を通じ、本来キャッシュアウトが発生しないのれん償却費を日本基準適用の下、費用計上しております。当社の課題として、連結キャッシュフローの実態と会計上の利益の乖離が発生し、投資家から見た際の財務情報や経営指標の他社との比較可能性についての説明負担が増加しております。今後プライム市場移行を目指す当社としては、財務の実態をより適切に反映可能なIFRSでの開示があるべき姿であると認識し、今後の管理体制の強化を通じて、IFRSに移行する準備を開始することといたしました。IFRSを採用することにより、当社の財務情報の国際的な比較可能性を確保することで、中長期的に資本市場における当社の評価の向上を図ることができる他、成長ドライバーの一つとして位置付けるM&Aによる成長戦略の選択肢を増やす重要な一手となります。また、現在の当社資本政策である、配当性向40%から50%程度を基準とした配当方針の取り扱いにつ

きましては、日本基準適用時に定めた年間配当金の水準を原則として減配せず、配当の維持もしくは増配を行う累進配当の方針をIFRS移行時に改めて定める予定です。IFRSの適用は持続的な株主還元体制の構築にも資するものと考えております。

なお、当社は表面的な利益拡大ではなく、実質的な成長力の強化こそが株主価値向上の礎であると認識しております。今後も経営の透明性を一層高め、持続的な企業価値の向上に取り組んでまいります。2028年3月期をIFRSでの開示時期として予定しておりますが、その他具体的な時期や業績に対する影響につきましては、明らかになり次第速やかに開示いたします。

以 上